

平成22年8月

第12回  
災害土砂処理委託調査  
特別委員会会議録

8月9日（月）

防府市議会

平成22年第12回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年8月9日(月) 午前10時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

---

○出席委員(15名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	青 木 明 夫
〃	安 藤 二 郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

---

○欠席委員(0名)

---

**○委員外議員（2名）**

齊 藤 旭  
行 重 延 昭

---

**○地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者**

前生活環境部長	古 谷 友 二
道路課維持補修係長	浅 井 孝 久
河川港湾課主任	岡 本 誠

---

**○出席書記**

森 重 豊

---

午前10時 開会

○伊藤委員長 おはようございます。ただいまから災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、公開といたします。

議事に入る前にお諮りいたします。今のところ報道の方は見えないようですが、一応カメラ等での撮影、録音については、証人の方が入る前までとしたいと存じますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、そのようにいたしますので、報道も含めた傍聴の方々、御協力よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について古谷前生活環境部長、浅井道路課係長及び岡本河川港湾課主任の3名より証言を求めることにいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は限られた時間の中で災害土砂処理委託に関する重要な問題について証人の方に証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事

の進行を妨げることはないよう御協力をお願いいたします。

これよりカメラ等による撮影、録音を禁止いたします。

最初に、古谷前生活環境部長に入室していただきます。

〔古谷前生活環境部長 入室〕

○伊藤委員長 古谷前生活環境部長におかれましては、お忙しいところ御出頭くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の恥辱に帰すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、薬種商、産婆、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教または禱祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者及び証人が主人として仕える者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せ

られることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと存じます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人含め、全員御起立を願います。

宣誓書の朗読を願います。

○古谷前生活環境部長 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成22年8月9日、古谷友二。

○伊藤委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

〔証人宣誓書に署名捺印〕

○伊藤委員長 御着席ください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは着席のまま結構でございますが、お答えの際は起立して発言をお願いします。

委員各位に申し上げます。

発言の際は挙手の上、委員長の指名後、マイクを持ってお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

これより古谷証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず、あなたは古谷友二君ですか。

○古谷前生活環境部長 はい、そうです。

○伊藤委員長 職業をお述べください。お願いします。

○古谷前生活環境部長 古谷友二。職業は、地方公務員。現在の職は、市の会計管理者であります。

○伊藤委員長 はい。これよりの進行については、各委員からの共通事項について私より尋問させていただきます。その後、各委員より尋問をお願いいたします。

まず、1点目でございますが、クリーンセンター西側築港県有地、こちらへ石灰が散布されております。2度にわたって行われておりますが、どのような形でまかれたか、教えてください。

○古谷前生活環境部長 8月の初めだったと思いますけれども、周辺からちょっと環境上、異臭がするというので、どうするかということで、シルバー人材センターと相談しまし

て、石灰をまくということにしました。その石灰につきましては、表面にまくということ  
でお願いしたという記憶がございます。

以上です。

○伊藤委員長 石灰は2度にわたってということでありまして、築港県有地のほうは搬入  
期間を挟んでまいっておりますが、これが2層になっているということはありませんでし  
ょうか。

○古谷前生活環境部長 2層になっているということは、ないというふうに聞いており  
ます。

○伊藤委員長 まいた石灰の量はどのくらいか、それから、その石灰はどこから調達した  
ものか、お答えください。

○古谷前生活環境部長 このまいた量につきましては、私自身よく存じておりません。そ  
れから、どこから調達したかにつきましては、管理しているところが一応道路課という形  
になっておりましたので、道路課のほうに恐らくシルバー人材センターのほうをお願いし  
て調達されたのではないかというふうに思っております。

○伊藤委員長 被災した他市へ、この対応について問い合わせたことがおありでしょう  
か。もし、なければ、その理由は何かお答えください。

○古谷前生活環境部長 他市に問い合わせをしたことはございません。クリーンセンター  
内で話が最初ございまして、これについては経済的、産業的な活動によって排出されたも  
のではないということで、これは一般廃棄物だよということを聞いております。

それから、事実この点につきまして詳しく法的なものを求めるために顧問弁護士のほう  
に相談いたしましたところ、災害対策基本法、ちょっとこの条文、何条だったか、よく覚  
えておりませんが、恐らく50条ではなかったかというふうに記憶しておりますが、  
この中に災害対策と、それから、実施責任というもので、この50条だったと思います。  
この中に、第1項第6号に「清掃に関する事項」というのがございます。その事項を清掃  
に関するものに受けまして、2項で実施責任はどこかということが入っているかというふ  
うに記憶しております。その中には、直接市町村云々はございませんけれども、たしか逐  
条解説だったと思いますけれども、清掃の項のところに廃掃法第4条、この規定がござい  
まして、この中に市町村の実施責任の義務があるというふうに書いてあるというふうに記  
憶しております。

以上です。

○伊藤委員長 2月5日、15日に指名審査会のメンバーで協議が行われております。処  
理についての方針を決める協議でありました。自走式スクリーンの使用をこの時点で考え

ておられたか、念頭にあったかどうか、お答えください。

○古谷前生活環境部長 私は、2月の5日の会議には出ておりません。恐らく休んでいると思います。この中で、私は参加しておりませんので、そのあたりのところを存じておりません。

○伊藤委員長 15日はいかがでしょうか。

○古谷前生活環境部長 15日の会議につきましても、私が入っておりませんので、そのあたりの内容についてはよく存じておりません。

○伊藤委員長 自走式スクリーンについて、2月24日、今田さんの起案ですが、現在、県に申請中であるという文言がございます。これは何を根拠にしたものでしょうか、この情報というのはどこから得たのか、また、その情報について確認をしたのか、お答えください。

○古谷前生活環境部長 2月の24日、クリーンセンターからの持ち回りによって決裁があったかと思えます。そのときに自走式振動スクリーン、これの話が出たかというふうに記憶しておりますけれども、基本的にはこれについて承知しておったかどうかというのはそのとき、たしか話を記憶しておる話の中で、最初に相手方と交渉する段階で振動スクリーンの話が出たというふうに聞いたと思えます。

○伊藤委員長 県のほうに確認はされましたでしょうか。

○古谷前生活環境部長 確認はしておりません。

○伊藤委員長 業者と調整をされたということではありますが、その中で金額についての交渉というものはございましたでしょうか。

○古谷前生活環境部長 私、直接その場に立ち会っておりませんので、そのあたりのことは存じておりません。

○伊藤委員長 業者から見積もりが出されておりますが、積算根拠、どうしてこういう金額になったかという内訳がわかる書類というものがあつたでしょうか。もし、あれば提出をお願いしたいのですが。

○古谷前生活環境部長 見積書の提出というものは、受けたという話は聞いておりません。その話し合いの中で、どういうふうな工法でやっていくかということを詰めていって、最終的に市の持っている積算したもの、これに対しての見積もり合わせということで実施したというふうに聞いております。

○伊藤委員長 今の見積もり合わせというのはどういうものであつたか、もう一度説明いただけますか。

○古谷前生活環境部長 この事業そのものの中で、市が持っている、市が算定したものに

対して金額を決して知らせることはないと思いますけれども、それがあつたら大変なことになりますので。相手方が幾らだということで見積もり、この金額が幾らだということで、入札と同じような形になると思うんですけれども、この札を入れるという形のやり方というふうに思っております。

○伊藤委員長 契約の工期が契約書の中では、22年11月1日となっております。この根拠は何でしょうか。

○古谷前生活環境部長 これは私どもの市の職員の積算に基づいて積み上げたものに対しての、最低の期限だろうというふうに思っております。

○伊藤委員長 この積算は自走式スクリーンを使用すると仮定した積算ですか。

○古谷前生活環境部長 そういうふうに聞いております。

○伊藤委員長 契約時に自走式スクリーンの許可は、まだ業者は得てなかったわけでありませう。契約のあり方として、これがふさわしいというふうに考えられましたか。

○古谷前生活環境部長 ふさわしいかどうかは、私自身はよく実行しておりませうけれども、これの最初にロータリースクリーンとスケルトンで実施するということが大前提でありまして、話を聞くところによると、相手方、要するに、業者のほうから自走式振動スクリーンで近いうちに許可がおりるという可能性があるということで話を聞きまして、その担当のほうで、それではこちらのほうを積算してみてもとのロータリースクリーンとの価格の比較によりまして振動スクリーンのほうが安いということで、これを相手方と交渉して話をした結果、こちらのほうの価格で、こちらのほうのやり方で、価格といいますか、まだ価格わかりませうけど、そのやり方で決めたというふうに聞いております。

○伊藤委員長 廃掃法の基準がございませう。受託相手としての人、物、金、経験ですが、これを受託相手として基準をクリアさせようというか、クリアした業者に受託しようという考え方はありませうでしたか。

○古谷前生活環境部長 まず、私が思っていたのは、市内の業者に広く発注したいという考え方で進めておったわけだ。これも副市長につきまして、これと同じ考え方ということでございませう。最終的に、みなし許可を県から出されておりますので、このみなし許可が、じゃあ、どれだけみなし許可をとれるのかということで考えましたところ、どうしてももうこの業者しかいないということがわかりましたので、仕方ないのかなということで決裁に印判をついた次第だ。

○伊藤委員長 みなし許可を多くの業者がとればという、今、お話がありましたけれども、要は、市の業の許可で県の設置のみなし許可がとれるわけだから、市が出せるわけだ、実質的には。それに呼びかけようというような動きをされたとか、そういうお考えと



いうことはなかったですか。

○古谷前生活環境部長 8月の26日ですか、この前お話が出たかと思うんですけども、8月26日に、現在みなし許可を受けられた業者のほうから申請が、その1週間前ぐらいに出たかと思うんですけども、その中で26日に業の許可をおろしておるわけですが、その業の許可を持っていても、その当時においては、その業の許可そのものを、業の許可を持っていなくても、市のほうから委託すれば済むと、設置許可は必要でないということでありましたので、そのあたりのことは私どものほうで委託すれば済むことですから、業の許可なくして進められることですから、そのあたりのことを皆さんのほうにお知らせするという気持ちはございませんでした。

○伊藤委員長 1月15日でしたか、県のほうからこのグレーが黒であるということがあって、それから、例えば、1週間であれば1月中にももしかしたら業の許可というものがおろせると思うんですけども、その時点でも業の許可とりなさいというような呼びかけをしようというお気持ちはなかったということですか。

○古谷前生活環境部長 いろいろと担当者のほうから話を聞きますと、業の許可——業の許可というか、施設の設置許可、これにつきましては、とるのが非常に難しい、時間もかかるという話を聞いておりましたので、そういう考え方になった次第です。

○伊藤委員長 8月19日、環境省から繰越はだめだというような指導を受けておりますが、これについて庁内にインフォメを回していないということの理由は何かありますか。

○古谷前生活環境部長 庁内に別に、特にそこまで気がつかなかったということになるんでしょうけれども、まず8月の19日の現地視察につきましてはごみ、要するに、災害ごみを中心としたものをまず見に来られまして、それについて、現在の土砂がございましたけれども、これも見られました。

その中で、私、同行したんですけども、その中で、これも県のほうから、これは対象になる可能性があるよということで話がございましたので、じゃあ、視察の後、私はその後入っておりませんが、国と、それから、県とクリーンセンターの職員2名、計4名で、その話し合いの中で、この土砂はどうにかならないかということで、補助にのれないだろうかということで話をしたというふうに聞いております。そのときに、翌日だったと思いますけれども、可能性があるよということで、じゃあ、その作業に入ろうかということになったと記憶しております。

○伊藤委員長 19日の時点で繰越がだめですよという言葉があったようですが、この言葉、指導を受けとめて、どのような作業を進めたのでしょうか、どのようにというか、急いだのかということなんですが。

○古谷前生活環境部長 まず、そのときにはロータリースクリーンの考え方が基本的にありました。そのロータリースクリーンが9月の初めだったと思いますけれども、私どもの担当のほうから、これは施設に該当するという話でございまして、それでこのロータリースクリーンはだめだなという話になったわけです。そのときにこのロータリースクリーンの、要するに、施設の設置許可をとるには非常に、先ほど申しましたけれども、難しいし、長い時間かかるよという話でございました。それで、じゃあほかの方法を探してみようということで探り始めたということでございます。

それから、一番大きな問題になったのが、いわゆる土砂の搬入が10月の当初まで入っていたということで、全体像がつかめておりませんでした。というのが、クリーンセンターのごみをはかるように、はかりがありませんので、いわゆるどのトラックに何杯という形で搬入させておりますので、正確な量がつかめておりません。そのあたりのことがございまして、それをつかんでからという考え方ございましたので、急ぐとか急がないとかでなくして、それを待たざるを得なかったということでございます。

以上です。

○伊藤委員長 指令前着工ができる事業であります、これは御存じでしたか。

○古谷前生活環境部長 この話につきましては、担当者のほうから、市の担当者でございましてけれども、このほうから処理状況の記録、それから、写真等があれば、もう手をつけていいんだよと、そして、あと後々補助申請すればいいという話は聞いておりました。

○伊藤委員長 9月の3日、県への問い合わせをしたわけですが、この問い合わせをしたきっかけというものは何でしょうか。

○古谷前生活環境部長 9月の3日はどういう問い合わせかというのは、私ちょっと承知しておりません。

○伊藤委員長 いわゆる設置許可、不要か必要かという。

○古谷前生活環境部長 これにつきましては、担当技術補佐のほうが恐らく問い合わせをしているという、後ほど9月の——先ほど申しましたけれども、9月の当初にこの設置許可が必要ですよという話を聞いております。恐らくそれだろうと思います。それにつきまして、なぜそれを聞いたのかというと、これはあくまで言っているのかわかりませんが、憶測ですけれども、非常に慎重になったというか、そのあたりで再度確認したのではないかというふうに思っております。

○伊藤委員長 これは部長が指示されたわけではなくて、技術補佐の判断で問い合わせをされたということでよろしいですか。

○古谷前生活環境部長 そうだろうと思います。

○伊藤委員長 業の許可に関して以前の申請書には車検証、要は、同じダンプでも、どのダンプかという物が特定できる書類が申請書には添付されていたわけですが、今回新しいほうの業の許可、スケルトン、トロンメルに関しては製品のパンフレットだけで、その物を特定できるものがないんですが、この理由は何でしょうか。

○古谷前生活環境部長 私、受け付け等の問題についてはちょっとよく存じておりませんが、私も、私が聞いている範囲では、以前に、いわゆる業の許可を持っておられる方の、要するに、変更申請であると、その変更申請について、また一から出させるのではなくて、それに追加としてどういうもので、どういう仕事をされるかということを確認して、それが確認できれば、それでおろしているというふうに、相手の申請によっておろしていると、申請が出てからそういう作業を行っておろしているというふうに聞いております。

○伊藤委員長 築港の土砂の処理方法ですが、当初現地で処理して、処理したものを最終処分場のほうに運ぶということでありましたが、これをまず運搬して、最終処分場の現地で処理をするといった方法に変えられたのはいつでしょうか、また、その理由は何か、どんなメリットがあるからそちらの方向に変えたのか、お答えください。

○古谷前生活環境部長 これの築港に関するそれを変更したというところなんですけれども、私、初めて聞いたというのが2月の24日の時点だったというふうに、ちょっとこのあたり定かではないんですけれども、そのころに聞いたのではないかと思いますけれども、業者と話をする中で、そういうふうに決めたということを知っておりますけれども、最大の原因が環境の問題であるというふうにそのときに説明を受けたと思います。というのが、築港の近くにございます野島行きの便もございます。そこには車がたくさんとまっております。近くに事業所もあります。それに対して騒音と——騒音は少ないかもしれませんが、ごみ、ほこり等が出るということで、そのあたりを考慮したら、こういうふうな考え方が出るということを知っております。

○伊藤委員長 石灰を散布されて、これがまじって産廃となった土砂なんですけど、これはどのような方法で処理をされましたでしょうか、また、国庫補助申請の委託料の中の積算ではどのような形になっているのか。

○古谷前生活環境部長 石灰がついている土砂については、当初、私とすれば、これを最終処分場にすべて持っていくという考え方を、話をしたんですけれども、最終処分場そのもの、これを延命を図るためには、それをわざわざ関係のないものまで入れることはないということで、クリーンセンターの担当者のほうから石灰部分と下層部分、それしみておるといふ考え方のもとのその部分だけをはぎ取って最終処分場に投入しようということを考えておりました。それも、しかもそのまんますぐ投入できませんので、pHが下がるま

でしばらく置いておくという考え方で進めたわけです。

○伊藤委員長 補助申請もそのようになっておりますか。

○古谷前生活環境部長 補助申請の点につきましては、ちょっと私その辺よく存じておりません。産廃部分については、補助金はおりないのではないかと、これちょっとあくまで私の個人的な想像なんですけども、ではないかというふうに思っております。

○伊藤委員長 顧問弁護士に3月の23日でしたか、照会をされております。保証金に関してですが、300万円程度取るべきだったというような見解を顧問弁護士さんは市のほうに伝えておられますが、これについてどのように対応されたでしょうか。

○古谷前生活環境部長 この件につきましては、私が最初聞いたのは、市の法令担当のほうから話を聞いたというふうに思っております。

しかし、その話を聞いた時点で、もはや契約が終わっておりましたので、これをもとに戻すのは非常に難しいということで、仕方がないなというふうに感じた次第です。

○伊藤委員長 それでは、各委員より尋問をお願いいたします。よろしいですか。

○田中健次委員 1つは、先ほど委員長が聞かれたこととの関係がありますが、業者との調整の中で、金額についての交渉はあったのかということで、それはなかったという趣旨の発言だと思うんですが、市のほうが予定価格を積算をしますよね。これを知り得る立場にあった人はどなたになるのでしょうか。

○古谷前生活環境部長 積算を知り得る立場というのは、まず技術職の人間、それから、クリーンセンターの補佐、それから、所長、それから、ちょっと私、この間入っておりますのでよくわかりませんが、嘉村副市長だったというふうに思っております。

○田中健次委員 補佐というのは、いわゆる所長補佐のほうですね。

○古谷前生活環境部長 そのとおりでございます。

○田中健次委員 維新さんの業の許可の話ですけども、今回は変更申請ということなので、一から全部書類がなくてもいいということだったんですが、そういう説明を受けたと。

ただ、スケルトン、トロンメルなどの機種ということが全然書類の中には書いてないんですけども、パンフレットがあって、パンフレットには3つの機種、あるいは4つの機種のまとめたパンフレットになっておるわけで、その中のどの機種かということについては特定されていないわけですけども、この辺については当時どうお考えだったですか。

○古谷前生活環境部長 私の考え方ではパンフレットについてと、この機種のいずれかで、特定までは必要がないのではないかとというふうに感じたところです。

○田中健次委員 築港の土砂の処理方法を変更したということになりますけれども、これを知ったのが24日ということですが、そうすると、これは契約後に変更したというふう

に聞いたのか、古谷さんが聞かれたのは24日ですけれども、契約後に変更したものなのか、それとも契約をするときにそういう変更した内容で契約をしたのか、この辺についてはどういうふうに聞いておられますか。

○古谷前生活環境部長 契約前というふうに聞いております。だから、当初交渉に入るころからその話が出ていたというふうに聞いておりますが。

○田中健次委員 もう一つ、8月の環境省が来てから、9月、10月という形で、急いだ様子が余り見えないということで、指令前着工ができることは御存じだったけれども、全体像が明らかにならないので、具体的に進まなかったということですが、一つは、だから、どういう工法でやるのかという問題と全体像が見えなかったという問題と、この辺の関係はどんなふうだったんですか。

○古谷前生活環境部長 全体像そのものは、先ほど申しましたように10月の初め、その後、もう一点、農業サイドの土砂ございます。これも、現在出ている以上のものがあるというふうに聞いておりました。そのときに一部でも土砂を仮置き場に持っていきたいという話がありまして、私の考えですが、それだけの土砂を入れるなら、今借りてるところだけでは済まないよねと、じゃあもとに戻らなければならないよねという考え方もございまして、これが10月の半ばぐらいまでに——ごろだったと思いますけれども、中には農業サイドのほうが入れないと、現状のままに置いておくというふうな意向がございましたので、じゃあこれで閉めて動くかということを決めた。それで、10月の16日に、そのやり方については以前からいろいろとどういふ方法があるのかということをしておりまして、なかなかいい案が浮かばないと、健康福祉センターのほうに10月の16日ですか、相談に行ったときに、じゃあスケルトンと人海でやられたらどうかという話がございましたので、内部で協議した結果、じゃあ、こうしようということで動き始めたわけでございます。

○田中健次委員 ほかのものの災害土砂の処理、あるいは災害に関するものの予算の補正の仕方ですけれども、それに比べてこの土砂処理の予算については11月の臨時議会という形で、これだけが最後におくれてしまったという形になるわけですが、これはどういう形でこうなったわけでしょうか。

○古谷前生活環境部長 いわゆるどういふふうに処理していくかということそのものも難しかったし、当初から8月の臨時の段階に出せるような全く全体像が見えませんでしたので、そういう状況ではなかったという点が、一番主な経緯だというふうに思っております。

○田中健次委員 1月の終わりに県のほうからスケルトンがだめだというような形で、県のほうに当時部長であった古谷さんが相談に行っておりますけれども、そのときに市内の

土木業者に先に決めて、そこに許可をとらす方法はどうかというアドバイスを受けたわけですね。他方で、結局、一般廃棄物の処理業があるというところをお願いするという形になったわけですが、一般廃棄物の処理業の許可がある業者さんは、処理業の許可はあるんだけど、許可が受けてるものはトロンメルとスケルトン1台ずつだと。当初の計画はトロンメルとスケルトン8セットで、例えば、3カ月ぐらいというような計算だったと思いますが、それがスケルトン、スケルトンで、もうちょっと延びるわけですが、そうすると、8セットで3カ月のものを1セットでやるということになれば、当然24カ月ぐらいかかるだろうと、2年ぐらいかかるだろうと、そういうことであれば、一般廃棄物の業の許可はあっても、そこがきちっと最後まで責任持ってやれるのかどうかということとはわからないわけですが、その辺について当時はどういうふうにお考えだったでしょうか。

**○古谷前生活環境部長** ロータリースクリーンがだめ、それから、スケルトンがだめということで、県のほうからたしか私が耳に入ったのが1月の22日だったと思います。22日に私がちょうどクリーンセンターに行ったときにそのほうを聞きまして、じゃあ、どういうふうにしてやればいいのかということで、非常に、意見が、本当にお手上げの状態になったと、機械を使わなければ、あれだけの土砂は処理できないということで、これはちょっとやる方法ないよねと、じゃあ県のほうにきちっとそのあたりの説明を受けて確認しようじゃないかということで、2月の2日に行ったわけです。

2月の2日の段階で、業の許可をとらせてからという話になりましたので、私とすれば、いずれにしても、その業の許可をとらせてやっても、早くとれるなら、それはそれでいいんじゃないかということで、私の気持ちとしてはそういう思いで、法的なものがどうかというのをちょっと考えていませんでしたけれども、その思いで副市長のほうに話を持っていったという記憶がございます。

**○田中健次委員** 今回受託をした維新さんは、9月に県のミニアセスを既に受けておりますけれども、そういったような動きがあるということをごどこから聞くというようなことはありましたでしょうか、あるいはそういうことについて何か営業活動に熱心だというような話はあったでしょうか。

**○古谷前生活環境部長** 私そのものは聞いておりません。

**○伊藤委員長** よろしいですか。はい。ほかの委員の方。

**○木村委員** 今の田中委員さんの質問に関連するんですけど、ちょっと今の御説明でよくわからなかったのは、維新さんが当時はスケルトン1台とトロンメル1台しか持ってないということで、当初市のほうで立てられた処理計画よりも約8倍、単純計算すれば8倍ぐ

らしい期間がかかるだろうということがわかっていたんだらうと思うんですが、それでもここへ頼むしかないということになったんでしょうか。そして、その際には、じゃあ工期はいつごろまでというふうに考えておられたんでしょうかね。

○古谷前生活環境部長 確かに申請出ているのは、議員がおっしゃるとおりでございます。その中で、私ちょっと決めた経緯については、ちょっとはつきりとは私承知しておりませんので、そのあたりは私のほうからはちょっと申し上げられないんですけども、私が思っていたのは、いわゆる維新との話し合いの中で、当初8セットそろえてやるよという話であったのか、それともすぐに移動式の振動スクリーン、この話が出たのかというのは定かではありませんけれども、早い時点でその話が出たということは聞いております。

○木村委員 そうしますと、スケルトンとトロンメルのを増やす、もしくはもっと処理能力のある自走式振動スクリーンを入れる、どちらにしる県の許可が要るわけですけど、その時点では初めごろは、先ほどの、今年の9月3日ごろの話では、これらの施設、機械の設置許可をとるのは相当時間かかるよと、長いときは1年、短くても半年かかるよという話がずっと浸透していたわけですけど、この今の維新という会社、業の許可をとってる会社に頼まざるを得ないなということになったときにトロンメル、スケルトンの増設か、もしくは自走式振動スクリーンの新規導入か、この2つのことを考えられたと思うんですが、そのいずれも許可をとるには当初のとおり、相当時間かかるという認識がそのときまでであったのか、それともその当時はすぐとれるというふうに認識が変わっていったのか、その辺はどうでしょうか。

○古谷前生活環境部長 いわゆる1月の22日といいますか、その後に県がみなし許可をおろしたというふうに思ってますけれども、それまではこれは非常に長時間かかるよと、長期間かかるよという認識でずっとおりました。

それから、2月2日に県の本庁のほうに参りましてお話を聞く中で、じゃあ申請から一月程度でおろそうかというふうな話がございましたので、それを持って帰って副市長に、先ほど申しましたけれども、報告したということでございます。

○木村委員 それでは、そのときには1カ月ぐらいでおりるといような県当局の内諾みたいなものをもらっていたということですね、確認ですけども。

○古谷前生活環境部長 県の担当者から、そういうふうに言われました。それは間違いございません。

○木村委員 それから、自走式スクリーンを結果的には導入したわけですけど、これは市と維新との契約の後に導入したわけですけど、そのときに自走式スクリーンについても、先ほど県にこれが許可できるかどうか問い合わせはしてない、確認してないというお

話だったんですが、その辺の心配というのはなかったんですか。果たして自走式スクリーンが許可とれるんだろうかと。とれなきゃ、また計画が根底から、また違ってくるわけですが、その辺の心配というのはなかったんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 その話をどうかと聞いたときに、可能性としてはあるよというふうに聞いたと思います。私は思ったんですけれども、もし、これがだめな場合は、いわゆるロータリースクリーン、それから、スケルトンでやっていただくというふうな考え方でありました。

○木村委員 それから、今度はちょっと違う角度でお伺いするんですけれども、その2月の時点では、割かし当初言っていた1年とか半年じゃなくて、1カ月ぐらいで許可がおりる感触を県当局から得たわけですね。そうだとすると、逆に先ほどから質問があります市内のほかの業者の皆さんに1カ月程度で施設の許可がおりるなら、ほかの業者の皆さんにもその許可をとっていただいて、そして、市が一般廃棄物の処理業の許可をおろすという手は考えることはできたと思うんですが、その辺は考えられなかったのか、考えられなかったとすればなぜなのか、御説明いただきたいと思います。

○古谷前生活環境部長 私この話を持って帰って、副市長のほうに話を持って行きまして、副市長が、だから、そのあたりでいろいろと考えられたんだろうと思うんですけれども、申請してから許可を一月でおろすという前の事前審査があるという話を聞いております。この事前審査が結構長く時間がかかるということで、その事前審査も含めて申請から一月かという話になると、私自身はちょっとどうかなという思いは持っておりましたけれども、県がそういうふうにおっしゃるんだから、やったださるだろうという思いで、私は持っていたわけで、そのあたりで、次に市内の業者云々の話というのがされなかったということについては、私自身とすればちょっと考えていなかったところがございます。

○木村委員 事前審査というのは、スケルトンやトロンメルも含めて、あるいは自走式振動スクリーンだけの話でしょうか、どちらでしょうか。

○古谷前生活環境部長 私が聞いているのは、すべてだというふうに聞いております。

○木村委員 この自走式スクリーンについて維新さんは、ちょっと今資料がひっくり返せないんですが、既にことしに入ってから、県との事前協議をしておられますね。それも割かし1週間前後で事前協議を終わってたと思うんですが、3月ごろでしたか、ちょっと正確なあれがわからないんですが、その辺の事情というのは市当局としては御存じなかったのか、割かし簡単に事前協議は終わってるんです。この自走式スクリーンについてですね。それはなぜかという、先ほど田中委員さんでしたか、お尋ねになったように、昨年9月に自走式スクリーンについてのミニアセスを県に出してるわけですね。だから、割か



し簡単に事前協議は調ったと思うんです。トロンメルとスケルトンについては、そういうミニアクセスというのは必要じゃなかったと思うんですけれど、ですから、その事前協議の期間を入れても、まあ1カ月前後でスケルトン、トロンメルについてはとれたんじゃないかなというふうに思うんですけれど、その辺の検討というのはなかったんでしょうかね。

○古谷前生活環境部長 9月の初めに技術担当補佐から聞いた話の中に、お話したかと思うんですけれども、ロータリースクリーン、いわゆるトロンメル、これについてもミニアクセス、環境影響調査というのは要るわけですね。そういうふうに聞いております。

それから、もう一つ、技術管理者が設置しなければならないということが主な柱だったというふうに私は記憶しております。だから、結構時間がかかるし、難しいよというふうに話を聞いたというふうに思っております。

○木村委員 いいです。

○三原委員 先ほどの自走式スクリーンについて、相手側から近いうちに許可がおりると聞いて積算に入ったという発言がございましたが、近いうちに許可がおりるとするのはどこで聞かれましたか。

○古谷前生活環境部長 私のほうは決裁に上がってきた中で、担当者のほうから話を聞いております。

○三原委員 それで、2月24日の起案書の中にも同じ明記されておるわけなんですけれど、近いうちにおりるという業者からの申し出があったと。起案書は2月24日、申請が3月15日ということで、この時点では申請がなかった、されてなかったということが判明しとるわけなんですけど、そのことはその後の話になると思いますが、御存じでしたか。

○古谷前生活環境部長 その点につきましては、私は承知しておりませんでした。

○三原委員 現時点でも承知はされてなかったわけですか。

○古谷前生活環境部長 現時点でも同じです。

○三原委員 先ほど県の指導の中で、木村委員もいろいろ質問されましたが、県のほうに指導を仰いだところ、業者を選定して、その後に許可をとってもらえばいいじゃないかと、県としても1カ月程度ぐらいで許可を出しましょうということで、当時の古谷元部長は副市長にそれを話しに行ったと、そのとき、副市長はどのように答えたのか、そして、どのように対応したのか、教えてください。

○古谷前生活環境部長 副市長と会ったときに、よく記憶しておりませんが、検討してみようということだったと思います。その後の対応の仕方については、もう決められた段階で私の耳に入ってまいりましたので、どういう内容で、どういうふうにされたかというのはちょっとよく承知しておりません。

○三原委員 決められた段階で耳に入ったということは、進言されたことが全く受け入れられなかったということですか。

○古谷前生活環境部長 結果としてそうなったと思っております。

○三原委員 先ほどの発言の中で、仕方なく決裁に印鑑を押したということですが、これ仕方なく決裁に印鑑を押したというのは、ちょっともう少し説明していただければと。

○古谷前生活環境部長 要するに、みなし許可を県がされたということで、我々とすれば、もう打つ手がないということで、これにお願いするしかないという意味でございます。

○三原委員 分別機の設置で、今言われました、県がみなし許可を出されたと、そして、みなし許可を持つてることが最終的に今回の契約の大きな決定的な判断ということになったと思うんですが、最終的に、また結果的に、またふたをあけてみると、先ほどの話もみんなつながってくると思うんですけど、契約時点、たしか3月10日に締結の起案書の中に元部長も印鑑を押されていると思うんですが、先ほどみなし許可という資格が大変大きな判断というか、これが決定的なものになったわけですが、契約時点では自走式スクリーンでやりたいと、2月24日の起案書も、そして、3月10日の起案書も積算は自走式スクリーン、そして、土砂分別方法はロータリースクリーンと、どうもあいまいな、正しくないような内容になっていますが、この契約を見て元部長の古谷さんは、これほどのように解釈されますか。

○古谷前生活環境部長 先ほども申しあげましたけれども、自走式振動スクリーンがだめなら、いわゆるトロンメルとスケルトンでやっていただくというふうにそのときも考えておりました。

○三原委員 そういう話ではなくて、契約時点での資格というものが必要で、後になってとるとかとらないとかという話ではなく、契約時点で正しい契約であったかどうかということなんです、私がお尋ねをしたいのは、先ほど申されましたみなし許可というのが大きな判断——大きなじゃなくて、もうこれが判断の材料になりましたね、資格ということが。それから、勘案して、契約時点で、あとどうのこうのというのは、これは後、これは余り話にはちょっと頭に入れないでほしいんですが、契約時点で資格がなかったとこと契約したということについてどういうふうにお考えか、思われてるかというのをお尋ねしとるわけです。

○古谷前生活環境部長 いわゆる設置許可のない振動スクリーンで算定したということでございますけれども、算定の中で、安いほうで算定を上げて契約するというのでございまして、私はそれを認めて印判ついておるわけですから、そのような気持ちであります。

○伊藤委員長　ここで暫時休憩といたします。11時あと1分後に長崎に投下された原爆の被爆者に対して黙祷をささげたいと思いますので、よろしくお願ひします。じゃ御起立ください。

午前11時00分　休憩

---

午前11時03分　開議

○伊藤委員長　休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

○三原委員　これ同じような繰り返しになると思いますので、最後に、またもう一回ほど、今回の契約の最大の要件、条件をクリアしてないでの契約が、じゃあ通常あり得るのかなのかだけをお尋ねいたします。

○古谷前生活環境部長　私自身としては、そのあたりのところは過去にもそういうような経験ありませんし、その場において仕方ないというふうに判断したところです。

○伊藤委員長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○土井委員　何点かお尋ねしますが、石灰をまく許可はたしか古谷さんが部長のときに許可を与えたというふうに聞いてますけれども、そして、実際の管轄は道路課であった、その辺の整合性というのはどのように判断すればいいんですか。

○古谷前生活環境部長　一番最初に土砂が入り始めたのが、道路の土砂でございました。その当時クリーンセンターとしてはどこまで関与するかという話もございまして、非常に悩んだところですが、道路課に土地をとりあえず貸しております。その土地を貸す中で、道路課が一応管理するよということになりましたので、そのような方向に進んだところでございます。

○土井委員　だから、本来なら土木建築部長が石灰をまく判断をすべきではなかったということで、趣旨でお伺いしとる。

○古谷前生活環境部長　そうだろうと思います。

○土井委員　現実履行の確認はだれがしてますか。

○古谷前生活環境部長　まいたという現実。

○土井委員　必ず支払いをするときには、現実履行の確認がなけると支払いできませんわね。

○古谷前生活環境部長　道路課の植木補佐がしてあると思います。

○土井委員　だとすると、2層になってるか1層になってるかというのは、道路課の植木さんに聞かんとわからんと、こういうことでよろしゅうございませうか。

○古谷前生活環境部長　そのあたりは、私が聞いた範囲では、そういうふうにシルバー人

材センターのほうから聞いておりますけれども、植木補佐がどこまで確認しているか、ちょっと知り得ておりません。

○土井委員 まいた石灰の量とか、あるいはどっから調達したかというのも道路課の植木さんに聞かんとわからんということで、先ほど古谷さんは自分じゃわからんと、こういうことでしたが、それも道路課の植木さんに聞けばわかるということでしょうかね。

○古谷前生活環境部長 はい、わかるのではないかと思います。

○土井委員 そして、次ですけれども、先ほどから問題になってます2月15日から維新さんと話を進めましたよと、決裁をとって2月24日に自走式スクリーンに積算を変更したいと、こういうことですが、先ほどからも話が出てますが、この決裁文書、起案文書の中に「県に申請中である自走式スクリーン」という記述が実はあるわけですよ。先ほどからそれについて県にどうのこうのという、聞いたことはないということですが、県に確認をしたかどうかを起案者には、先ほど持ち回りと言われましたが、そのことは聞かれたんですか。

○古谷前生活環境部長 大変申しわけないんですけれども、県に問い合わせしろという、したのかどうかというのを確認した記憶はありません。

○土井委員 だとすると、県に申請中であるということを悪い言葉で言えぼうのみ、要するに、信じられて決裁をされたと、こういうことでよろしゅうございましょうか。

○古谷前生活環境部長 そのとおりでございます。

○土井委員 もし、県に申請中ということがなかったら、判断は変わったでしょうか。

○古谷前生活環境部長 先ほども申しましたけれども、トロンメルとスケルトンで県の許可がおりてるわけですから、それを中心にやっていただくという考え方で前へ進めたと思えます。

○土井委員 ということは、2月24日、自走式スクリーンに変えて話を進めますよということは、申請中であるということがなければ、もどに戻ったというふうに、今私は証人の回答をそういうふうに判断したんですが、それでよろしゅうございましょうか。

○古谷前生活環境部長 私は、そういうふうに思っております。

○土井委員 9月3日に県に問い合わせをしたのは担当技術補佐というふうに、先ほど証言なされたと思いますが、これは山田技術補佐ということでもよろしゅうございましょうか。

○古谷前生活環境部長 県に相談したのが、3月3日というのをちょっと私承知しておりませんでしたので。（「9月3日」と呼ぶ者あり）9月3日ということ承知しておりませんでしたので、その後、山田技術補佐からロータリースクリーンについては施設の設置許可が要るよという話を聞きましたから、山田補佐ではないかというふうに思っております。

す。

○土井委員 ああ、そうですか。慎重になったのではないかと、こういうことまで今先ほど申されましたが、要するに、証人に聞くのは酷かもしれませんが、わかる範囲で答えていただきたいんですが、8月25日に許可を与えた、トロンメルとスケルトンバケットですね。

そして、9月3日にはどうもということ、慎重になったということになったのではないかとということですが、8月25日のときには、決裁が回ってきたときにはそういう部長さんとして、これ部長決裁でしたよね、たしか。部長さんとして本当に県の許可は要らんのかいというような、要するに、5トン以上であれば許可が要するという法律は、山田技術補佐も当時から知っておったはずでしょうし、古谷さんが御存じだったかどうかわかりませんが、決裁が回ってきたときに県の許可は要らんのかいということを山田補佐に確認はしておられませんか。

○古谷前生活環境部長 その確認はしておりません。私の頭の中では業の許可と設置の許可、これは完全に一体となったものだろうと思うんですけども、当時は業の許可、ロータリースクリーンそのものが許可は要らないよということでございましたので、法的には大丈夫かなということで、それは確認して大丈夫だということで決裁したと記憶しております。

○土井委員 もともと8月25日の許可は、一般廃棄物の処理業の許可ですよ。そして、それは土砂の分別なんですよ。これはもともとと言うと、市の専管事項ですよ、一般廃棄物ですから。

だから、他市においても、あるいは他の業者も土砂の分別についての処理業の許可申請を市に出してないんですよ。これが維新さんから出てきたときに、なぜこれが出てきたのかなということ、あるいは何にするためにそういう許可申請を出してきたんじゃないかということは担当に聞かれましたか。

○古谷前生活環境部長 そのあたりのことは全く聞いておりません。

○土井委員 そして、そのことについて当時の部長さんとしては違和感も全くなかったということよろしゅうございますか。

○古谷前生活環境部長 ちょっとそのあたりは、違和感があったかなかったというのはちょっと記憶しておりませんが、土砂が出て、これがということは頭の中をかすめたかもしれません。

○土井委員 わかりました。次は、大変重要なことなんですけれども、先日来、前副市長さん、あるいはクリーンセンターの所長さんに聞いても、非常にあいまいな回答しか出て

ませんが、要するに、今さっき部長さんは2月24日の時点で聞いたというふうにおっしゃいました。それはどういうことかという、要するに、現場で分別をして大久保にきれいになった土を運ぶというところから、まず大久保に運んで、そこで仕分けをするというふうに変わったというのを古谷さんは、2月24日というのは、自走式スクリーンで積算していかという決裁の日にちとたまたま符合するわけですけど、そのころ聞いたというふうにおっしゃいましたが、これはそういうふうに変えたのは浅井さんと岡本さんとか何とかという、その人らが決めたことですか。

**○古谷前生活環境部長** そのあたりのことはよく聞いておりませんので、私とすれば聞いた記憶もないので、ちょっとよくわからないんですけども、周りへの影響の話ということは聞いた記憶がございません。

**○土井委員** 周りの影響は、それはそれで結構なんですけど、そういうふうに変えるというこのことを決めるのはだれが決めたんでしょうか。

**○古谷前生活環境部長** クリーンセンターの所長であり、私が決裁しておる以上は、私も変えたということの中に入るんじゃないかと思えます。最終的に決められたのは、ちょっと一応私のところまでの話では承知しておりますので、仕方ないなというふうに思ったところですよ。

**○土井委員** そういうふうに変えるというの、今まで私どもが資料として提出をいただいた起案文書であるとかいうような、決裁文書であるとかというものは、一切ないんですよ、実は、ないんですよ。

だから、余計にちょっとお尋ねをしておるんですけど、もしそれが決裁でそういうふうに変更されるということになったのであれば、決裁文書を出してもらわなきゃいけないんですけども、それは今まで出てませんし、8月5日のときには、副市長さんは3月25日まで知らなかったと言うちゃったんです、そういうふうに変ったちゅうのを。

だから、余計にどこでどういうふうな手続でもって変えられたのか、我々は物すごくこの部分は重要視してるんですよ。と申しますのは、もし現地で処分でなくて、大久保に持って行って処分なら、市内のほかの業者にでも、幾らでも発注はできたというところで、非常に問題が大きいんですけども、今までお伺いした範疇では、さてだれでしたでしょうかというような範疇ですが、部長さんもその辺は全くしてはもらえませんか、少なくとも決裁はあったんでしょうか。

**○古谷前生活環境部長** こういう形に変更するよという決裁は、私は記憶しておりません。

**○土井委員** そうすると、そのように変えますというの、どういう場で、だれからお伺いになりましたか。

○古谷前生活環境部長 ちょっとだれからというのは、ちょっと今記憶に乏しいんですけども、口頭で聞いて、じゃそういうふうにするのかという話で、それ仕方ないねというふうに言ったというふうに思っております。

○土井委員 国庫補助申請はもうこの時点では、部長さんは2月24日にお聞きになったのかもしれませんが、実際にはもっと早くからそういうふうに変わっておったのか、あるいは2月24日の部長さんのしょうがないねということをもって変更されたのか、ちょっともう少しちゃんとわかってる人に話を聞かんにゃいけんなどは実は思ってるんですけども、国庫補助申請はどのようになっておるか御存じですか、どっちで積算されておるか。

○古谷前生活環境部長 補助申請、ちょっと私、今どちらで申請したかというのはちょっとよく記憶しておりません。申しわけないんですけども。

○土井委員 国庫補助申請はかなり前の段階ですから、少なくとも2月24日より以前でしょうから、現地で分別処理をして大久保に運ぶというのが筋ではないかなという、なっとるのではなからうかなというふうに感じますけれども、当時部長さんがそういうふうに変えたいというふうに聞かれたのは、2月24日で間違いございませんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 確かとよう言いませんけれども、そのころだったというふうに記憶しております。

○土井委員 話が変わりますけれども、石灰がまかれた土を大久保に入れられたわけですけども、大久保は一般廃棄物の最終処分場ですよ。それに産業廃棄物を入れるというのは、何かどっかにオーケーというあれがあるんでしょうか。

○古谷前生活環境部長 廃棄物の処理及び清掃に関する市の条例の中にあると思うんですけども、たしか15条だったと思いますけど、やむを得ない場合には入れてもいいということになってるかと思えますけれども、要するに、市の業務に支障のない限りという条件はついてるかと思えますが、たしかそういうふうに私聞いております。

○土井委員 最初すべて大久保へ持っていかうかということで、しかし、それは大変な貴重な財産を失うことになるのでやめたということでしたが、それにしても380立米というのも結構大きな量ですよ。一般の産業廃棄物の処理業者に任せれば、自分が持って帰って、自分の処分場で何とかするわけですよ。そういうことは全く考えられなかった。

○古谷前生活環境部長 担当技術補佐のほうから、そういうふうにしよという提案がございましたので、じゃあさうしようかということ考えた次第です。

○土井委員 だから、担当補佐がそうしたいと、毛利元就さんじゃないが、そうせえ、そうせえで、ずっと何か何でもかんでも皆いったような感じがしますけれども、部長さんとして、それはああじゃないか、こうじゃないかというような示唆とかということは全くさ

れてない。

○古谷前生活環境部長 この件に関しては、今申し上げたとおりです。

○土井委員 とりあえず、そこちょっと一応置きましょう。

○山本委員 1点だけすみません、お願いいたします。2月2日に県の担当のほうから、一月程度で許可についてはおりるよと言われたというふうに言われました。古谷さんは、2月の5日、あるいは15日の重要な会議ですが、ここには出席をされていなくて、しかし、2月15日に維新でいくという重要な方向が出されてきてるわけなんですけれども、この一月程度でおりるよということは、嘉村副市長には言われたと言われましたけれども、クリーンセンターと関係するところでは共通認識になっていたかどうか、その1点だけお尋ねいたします。

○古谷前生活環境部長 この2月2日につきましては、クリーンセンターの所長、これと同行して行っておりますので、そのあたりの認識はあったというふうに思っております。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。

○土井委員 これも委員長が総括で質問してますけれども、300万円程度の契約保証金、完成保証金と言ってもいいのかもしれませんが、それは出させてもいいんじゃないかというふうに顧問弁護士に照会した結果、答えがあったということは御存じなんですね。

○古谷前生活環境部長 先ほどから申しましたように、法令のほうから話は聞いておりません。

○土井委員 このことについては契約しちよるから変更契約ちゅうのも難しいねと、こういう話ですが、それは3月23日に照会したら皆そうなんですよ。あれもいけん、これもいけん、これもいけん、あれもいけんというて、例えば、弁護士さんはほとんどしょうがないね、契約したんならしょうがないねみたいな形の回答がされておりますけれども、たとえいけんと言われたって、はあ3月12日に契約して、3月23日に「えかったでしょうかい」ちゅうて聞いて、「いけまへん」って言われたって、「どねいしょうもありませんね」ちゅうて言やあ、はあ何ということはない話に、実はなるんですよ。このことについて上司とは、例えば、変更契約で300万円積ませるとか、それはしょうがないねとかという上司には相談はされましたか、どうしようかという。

○古谷前生活環境部長 相談した記憶はありません。

○土井委員 相談した記憶はない。あと議決事項ですけれども、議決事項が全く委託料だから、工事ではないというふうなことだと、先日財務事務提要を見ましたけど、それからそういうオーケーという答えは、僕が目から見たら全く実は出てこないんですけれども、全く同じことをやってる農地災害復旧は工事請負費でやっ取るわけですから、工事そのも



のに実はなるんですよ。仕事の内容は全く同じで、現場でやりや工事請負費、一般廃棄物になりや市の責務ですから、委託料で組まなきゃいけないわけですけども、最終的に議決をすまいと、議決しなくてもいいねというのは、クリーンセンターのほうからそういうことでよろしゅうございましょうかという方針伺いというか、相談は部長さんにはあったんですか。

○古谷前生活環境部長 相談はなかったと思います。

○土井委員 相談はない。ということは、副市長にも相談してないんでしょうね。契約保証金が完成保証ですけども、西日本建設業協会はしてくれないと、してくれないから、完成保証金を積みませんよと、こういう銭もないしと、こういうことであつたわけですが、完成保証を西日本建設業協会がしないという理由というのは知っておられますか。

○古谷前生活環境部長 私が聞いた範囲では、工事ではないという話を聞いてますけれども、ちょっとその辺はあいまいですので、ちょっとよくはっきりとは申し上げることができません。

○土井委員 それは今田補佐が一番よく知っておられる。

○古谷前生活環境部長 タッチしているのは、クリーンセンターの担当のほうがそのあたりは調べてやったというふうに思っております。

○土井委員 なるほど。繰越関係ですけども、8月19日がどうのこうのという話が出たときには、いやいや、出てきたごみがどうのこうのということで、土砂までどうのこうのじゃなかったというような話もありましたが、12月17日に今後どうしていくかという処理方針が出たときの決裁の中の別紙にはクリーンセンターが、要するに、年度内完成が大前提で、ひよっとしたら年度内に6割ぐらいしか処理ができとらんかったら、国庫補助金も6割ぐらいしか来まへんよと、その覚悟しちよかんにゃいけんと、こういうふうに記述があるんですよ。

そして、1月の終わりごろになれば、もうそういうことじゃなくて、年度内完成どころじゃない、年度内契約そのものを重視するというふうに180度変わってるわけですけども、その間において、国とか県とかに年度内完成どころではない、年度内に契約しかありまへんよというようなことを相談したという記憶がありますか。

○古谷前生活環境部長 私、直接聞いた、県と接触したのはほとんどありませんので、そのあたりは私がそういうあたりを相談したことはございません。それで、クリーンセンターのほうがそのあたりは相談してることはあるかもしれませんが、そのあたりは現実問題として私聞いておりませんので、わかりません。

○土井委員 はい、わかりました。

○伊藤委員長 ほかによろしいですか。

○重川委員 ちょっと1点だけお尋ねします。これ私の聞き方が悪かったら、また訂正してもらいたいと思うんですが、先ほど委員長から聞かれました、業者から出された見積もりの積算根拠がわかる書類が存在するののかという答えの中で、ないのではないか、話し合いの中で工法を検討し、その中で見積もり合わせをして決定したと。それで、相手方が、業者が提示してきた金額と市が積算した金額を合わせるということの答えがあったんですが、そういうことで、委員長が聞かれた、業者から出された見積もり積算の書類が存在するののかという答えで、そういう答えがあったと思うんですが、それでよろしいかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○古谷前生活環境部長 市のほうが積算した数値によって、副市長が予定価格を恐らく決めておられると思います。その予定価格と業者から出てきた見積額ですか、これを見積もり合わせをやって決定したということでございます。

○伊藤委員長 いいですか。ちょっと確認させていただきますが、全体の額だけじゃなくて、個々にこれは何ぼうぐらいで、これは何ぼうぐらいですねと言ったというような調整もなかったわけですね。

○古谷前生活環境部長 現場サイドで、そのあたりはどのあたりで、どの程度で話をするかということ、全く私のほうは聞いておりませんので、大変申しわけないんですが、そのあたりは私自身は承知しておりません。

○伊藤委員長 出てきた金額と市の見積もりとがぴったり合ったので、それは偶然だということによろしいんですか。

○古谷前生活環境部長 そうだろうと思っております。

○河杉委員 すみません。ちょっと1件だけお願いしたいんですけれども、土砂の処理方法、大久保のほう、最終処分場のほうに借りた理由ということの中で、2月24日、業者との話し合いの中で騒音や、いわゆる環境等々配慮した形で、最終処分場に変えたということの報告があったということをおっしゃっていただけると、部長自身はこの業者さんとのいわゆる交渉と申しますか、話し合いに何度か出席されたことは一度でもあるんですか。

○古谷前生活環境部長 クリーンセンターの所管してるところですから、クリーンセンターに任せているということで、私は出ておりません。

○河杉委員 それでは、いわゆるこういった環境、いわゆる現地の環境が悪いというそういった交渉をされたのはどなただと聞いておられますか。それと、どなたから報告があったのかを教えてください。

○古谷前生活環境部長 今田補佐、それから所長、それから先ほど申し上げました技術職

員ということで交渉しておりますので、そのあたりが話をして決めたんではないかと思  
います。

その中で、私のほうに、今田補佐が持ち回りやってまいりましたので、そのあたりに、  
また補佐から話は聞いたというふうに記憶しております。

○河杉委員 ということは、今田さんからそういった環境があるので変更したらどうかと  
いう話があって、部長のほうが許可されたということによろしいんですか。

○古谷前生活環境部長 どうかという状況ではちょっとなかったと思います。もう、この  
ようにやりたいという話だったというふうに思っております。

○河杉委員 いいです。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。

この際、お諮りいたします。ただいまより秘密会で調査をいたしたいと存じますが、御  
異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 秘密会とすることについては決定をいたしました。

それでは、秘密会といたしますので、議員、事務局職員、証人の方以外は御退場を願  
います。

---

〔秘密会開催〕

〔秘密会解除〕

---

○伊藤委員長 以上で、古谷前生活環境部長に対する尋問は終了いたしました。古谷前生  
活環境部長におかれましては、長時間ありがとうございました。御退席して結構ござい  
ます。ありがとうございました。

〔古谷前生活環境部長 退室〕

○伊藤委員長 それでは。

○土井委員 ちょっと一点質問していいですかね。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 傍聴人はメモをとっていいんですかね。

○伊藤委員長 傍聴人はメモはいいでしょう。メモは結構。

○土井委員 裁判なんかじゃあメモとっちゃいけないけど、傍聴人は。うちの本会議の傍  
聴はメモとってええことになっちゃうん。

○伊藤委員長 メモはいいでしょう。メモはいい。（発言する者あり）いや、いけないと

いう規定が見当たらんかったですけどね。（「録音はだめだけど」と呼ぶ者あり）録音・録画というのはありますが。（発言する者あり）ハンドブック等を見たところ、メモを禁じるというようなことは見ていません。よろしいですか。（発言する者あり）

それでは、昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

7月23日の委員会の決定により、ただいまより秘密会で調査を行います。

それでは、議員、事務局職員以外の方は退場願います。

---

[秘密会開催]

[秘密会解除]

---

○伊藤委員長 以上で、本日の調査についてはすべて終了いたしました。これをもって委員会を散会いたします。

午後2時49分 散会

---

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成22年8月9日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央